

別紙 1

仕様書（案）

1 件名

特定健康診査受診率向上事業業務委託

2 委託の目的

特定健康診査の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健康診査受診率の向上を図る。

3 発注者が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 発注者は委託業務に使用するため、特定健康診査結果データ等（別紙 1-1 「発注者が受注者に提供するデータ等（案）」）を受注者に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、発注者から受注者へ LGWAN を通じて提供するものとする。
- (3) (2)の運用ができない場合は、受注者が指定する追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）又はセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により発注者及び受注者間でデータの授受を行う。
- (4) (2)、(3)とも運用ができない場合は、発注者及び受注者にて協議の上、個別に提供方法を定める。

4 受注者が行う業務

(1) データ分析業務

受注者は前項により発注者が提供するデータ等について、人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

発注者から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

人工知能を用いたデータ分析により、特定健康診査対象者毎の特定健康診査受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

ウ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

受領データを独自に開発した人工知能を用いて分析した上で、対象者の特徴別に 5 つ以上のグループ（受診確率、健康意識、受診歴の有無、受診傾向等）に分類する。

- エ 受診勧奨対象者の決定業務
 - 特定健康診査対象者の特定健康診査受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する発注者の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。
- (2) 通知による受診勧奨業務
 - 受注者は (1) に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。
 - ア 対象者
 - 発注者が対象者として合意した者
 - なお、西東京市の特定健康診査対象者数は 23,941 人（令和 6 年度法定報告）程度
 - イ 通知回数
 - 発注者及び受注者にて協議の上定める。
 - ウ 通知物の内容
 - 通知物（受診勧奨用資材）は、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なデザイン・メッセージとする。
 - エ 通知物の印刷
 - 発注者が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。
 - オ 通知物の宛名印字
 - 宛名印字に関しては発注者の意向により漢字又はカナ印字にて行う。受注者の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。
 - カ 通知物の校正
 - 通知物の印刷内容に関して、発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は最大 3 回とする。
 - キ 受診勧奨対象者の最終決定
 - 既特定健康診査受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者を決定し、通知物の発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約 2 週間前までに発注者が受注者へ提供する。
 - ク サンプル納品
 - 通知物発送後速やかに、発注者に対し各 10 部及びデータ（PDF 等）のサンプルを納品する。発注者が追加でサンプルを必要とする場合は、受注者が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。
- (3) 報告及びその他業務
 - 受注者は委託期間中、以下の報告等を行う。

業務期間における報告は年2回（期中報告、期末報告）実施とし、1回目は過去データを基に現状の西東京市の状況を明らかにした上で、次年度以降の有効な施策について提案を行うこととする。2回目は当該年度事業における効果検証を行い報告書に取りまとめること。

ア 期中・期末報告業務

委託期間が終了するまでに、受診率向上事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去特定健康診査経験者受診率・過去特定健康診査未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む。）の統計情報等を作成の上、効果検証を実施し、その結果を発注者に対し報告を行う。

報告に当たって必要なデータは、発注者から受注者へ直接提供する。報告書は50ページ以上で作成し、視覚的に把握できるよう、グラフや図表を効果的に活用すること。

上記効果検証などを基に、次年度以降に実施すべき受診率向上業務に有効と考えられる施策について、発注者に提案を行う。

イ その他必要とされる業務

発注者の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、発注者との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、発注者及び受注者にて協議の上、単価等を設定し実施する。

5 発注者及び受注者が行う業務

- (1) 委託業務の開始に当たり、発注者及び受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- (2) 打合せ場所や日時、方法については、発注者及び受注者にて協議の上で決定する。

6 その他の特記事項

- (1) 人口規模が西東京市と同等規模以上の自治体（特定健康診査対象者数25,000名程度）において、本業務と同様の業務を受託していること。ただし、新型コロナウイルスの影響がある令和3年度の実績は含めないものとする。
- (2) 受注者は自社に在籍する研究者（公衆衛生修士・博士）及び人工知能での分析を行う者を含む体制図を発注者に提示するものとする。
- (3) 受注者は個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマークを取得していること。また、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001の認証を受けていること。
- (4) 受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (5) 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者は、本契約の期間中、発注者及び受注者にて協議の上、受注者の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。

- (6) 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。なお、この規定は、他の規定に優先して適用されるものとする。
- (7) 受注者は、業務の履行にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (8) 本業務委託に関して発注者に提出された文書については、西東京市情報公開条例等に基づく情報公開の対象となる。この場合において、公開・非公開の判断は市が行うものとする。
- (9) その他、業務仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者にて協議の上定める。